

## 平成 31 年度大野市国民健康保険税率の改定について

### 改定の方針

- 将来的な県内の保険料水準の統一に向け、県内各市の保険料算定方式を統一していく必要があり、また、赤字を削減し国保財政の安定化を図るためにも同一の算定基準に基づく標準保険料率へ近づけていくことが必要になるため、計画的に所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止した3方式への移行を進め、保険料設定を見直しする必要がある。
- 県内他市の改定状況は、既に平成30年度に6市が改定しており、平成31年度には1市が改定を予定している。
- 平成28年度及び平成29年度の実質単年度収支では、赤字は解消されているものの医療の高度化や高齢化等により今後も医療費の増高が見込まれること、また、県が算定した県内市町の平成30年度の一人当たり医療費及び標準保険料率ともに他市町と比較して高い状況であることなどから、財政状況は依然厳しい状況が予想される。
- 国民健康保険制度の改革により平成30年度から県単位化され、県が市町ごとの国保事業費給付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町に対して支払うことなどにより国保財政を管理することになったが、30年度の実績に伴う31年度以降の納付金額や交付金額等の財政運営への影響が明確でない。
- 基金と繰越金は、現在、総額で実質約2億6千万円あり、保有の目安である保険給付費の5%は保有している。
- 上記のことを勘案し、資産割の段階的な廃止については、現行税率で算出した保険料(税)の金額と同等額が確保できるようにし、資産割の税率を現行の約1/2とした改定とする。なお、3年後の平成34年度を目途に資産割を廃止することとする。  
また、県単位化後の財政運営への影響が不明なため、国保税の引き上げまたは引き下げ等の適正な保険税率の算定については、平成31年度以降、随時検討することとし、今回の改定では、算定方式の段階的移行のみを行うこととする。